



身体の自由

人はみな、法律によらないで、また好きかってに作られた法律によって、捕まったり、閉じ込めたり、その国からむりやり追い出されたりするべきではありません。

世界人権宣言

第9条 簡単に捕まえないで



身体の自由に関する国際人権基準



恣意的拘禁の禁止¹

すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。

収容などの手段で身体を自由を制限する場合に満たされるべき4つの原則³



適法性の原則

principle of legality
制限は法律に則ったものであること。

必要性の原則

principle of necessity
法律に規定された目的の達成のために必要であること。

相当性の原則

principle of proportionality
その目的を達成するために相当な手段が用いられること。

無差別の原則

principle of non-discrimination
いかなる地位や意見、属性に関係なく平等な制限であること。

許容される出入国管理上の収容⁴



1. 身元を確認するため
2. 逃亡を防ぐため



収容の期間⁵

- ・ 法律が上限期間を規定
- ・ 可能な限り短い期間
- ・ 上限に達したら直ちに釈放
- ・ 送還できない状況では釈放



裁判所において手続きをとる権利²

逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続きをとる権利を有する。

1. 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第9条1項

2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第9条4項

3. 自由権規約委員会一般の意見35, para 12 など

4. 国連恣意的拘禁作業部会, Revised Deliberation No.5 on deprivation of liberty of migrants, para12

5. 国連恣意的拘禁作業部会, Revised Deliberation No.5 on deprivation of liberty of migrants, para 25-27

国際人権条約機関からの再三にわたる懸念の表明と勧告

	懸念	勧告
2007年 拷問禁止委員会	不当な長期収容 特に、 期間の定めない 長期の収容	退去強制を待つ間の収容期間に 期限を設けるべき
2013年 拷問禁止委員会	長期間の、ときには 無期限の収容 独立した審査の欠如	可能な限り短い期間 に留めるべき 退去強制までの収容に 最長期間を設けるべき
2014年 自由権規約委員会	収容の十分な 理由の開示がない 独立した再審査もなく 行政による長期の収容	収容は 最も短い適切な期間内 において行われるべき 収容の適法性について 審査を求めることができる ようにすべき
2018年 人種差別撤廃委員会	難民認定率が非常に低い 上限期間に定めのない、庇護申請者の 無期限の収容	出入国管理上の収容に関して 期間の上限を導入 すべき 収容は 可能な限り最短の期間 で用いられるべき

2020年 恣意的拘禁作業部会	日本においては庇護申請をしている個人に対して、 差別的な対応をとることが常態化 している。 日本の入管収容は 恣意的拘禁 にあたり、 国際法違反 である。
--------------------	---

国連恣意的拘禁作業部会の意見書を受けて

国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法に向けた提言（概要）



	収容の目的	収容期間	司法審査
恣意的拘禁作業部会の意見に基づく国際人権法上の課題	<p>課題① 目的を定めず全件収容している</p> <ul style="list-style-type: none">個別の評価なしに全件収容^(※)されている。何のために収容するのか、法律で規定されなければならない。必要性と合理性のない収容は国際法違反である。 <p><small>(※)在留資格の喪失、不法滞在、不法入国など、退去強制事由に該当するという理由だけで、個別の事情に関係なく、移動の自由を奪うこと</small></p>	<p>課題② 上限期間のない収容</p> <ul style="list-style-type: none">上限期間に定めのない^(※)出入国管理上の収容は、恣意的拘禁であり国際法違反にあたる。出入国管理上の収容期間の上限は法律で規定されなければならない。上限期間に達した場合はすぐに釈放しなければならない。 <p><small>(※)入管法第52条第5項は「(国外への)送還可能なときまで」収容ができると定めているため、退去強制令書を受けた人のうち、帰国できない理由のある人は無期限に収容されている</small></p>	<p>課題③ 入管庁に無制限の裁量がある</p> <ul style="list-style-type: none">退去強制令書に基づく収容は入管庁に裁量があり、理由も説明されず、繰り返し収容されることがある。入管法54条2項は、入管庁に仮放免許可の権限を付与しており、収容からの釈放は行政の判断で行われている。司法審査が保障されていない収容は、裁判所において手続きをとる権利を侵害しており国際法違反にあたる。
からの提言	<p>提言① 目的を2つに限定する</p> <ol style="list-style-type: none">身元を確認する 入国時にパスポート不所持などの場合に、身元を確認したり、入国を記録したりするために必要な、可能な限り短い時間に限られた収容逃亡を防ぐ すでに手続きが開始され、すぐに実行されるといふ妥当な見込みがある送還からの逃亡を防ぐための収容	<p>提言② 収容期間に上限を設ける</p> <ul style="list-style-type: none">出入国管理上の収容期間の上限を入管法に明記する期間は収容の目的を達成するために必要な、可能な限り短い時間を設定する収容期間の上限に達した場合はすぐに釈放する	<p>提言③ 司法審査を導入する</p> <ul style="list-style-type: none">収容を開始する際の適法性、収容を継続する必要性および比例性に関して、裁判所が遅延なく決定を行い、違法と判断した場合は収容からの釈放を裁判所が命じるこのような司法審査は定期的もしくは被収容者の要求に応じて実施する